

子どもの権利保障の検証について

1、検証を行う組織について

「子どもの権利保障の検証」については、子どもの権利に関する条例を制定している多くの自治体で行われているが、その検証の多くは、「子どもの権利保障に関する行動計画」を検証することにより行われていることから、本市においても、同様に、「子どもの権利保障に関する行動計画」の検証を行うこととする。

本市の子どもの権利条例に規定する行動計画は、「青森市子ども総合計画後期計画」の第 1 章第 1 節と位置付けられていることから、行動計画の検証については、「青森市子ども総合計画後期計画」について調査、審議を行う青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会で行うこととし、併せて、その他の子どもの権利に関連する事項全般についても、児童福祉専門分科会で検証を行うこととする。

子どもの権利保障に関する検証全般を児童福祉専門分科会の本会でを行い、部会は設置しない。

2、検証する事項について

(1) 子どもの権利保障に関連する施策の検証

施策の概要や取組状況、課題について報告を受け、それに対する評価や今後のあり方について提言を行う。

(2) 子どもの権利擁護委員の活動に関する検証

子どもの権利擁護委員より活動報告を受け、今後のあり方について提言を行う。

青森市子ども会議について

1、設置の目的

子どもの権利条例の規定に基づき、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議を構成するものとする。

子ども会議の運営にかかる要綱を制定する

2、役割について

子ども会議のメンバーの役割は、次のとおりとする。

(1) 市政等について、子どもの立場から意見を表明し、参加すること。

(2) 子どもの権利について、子どもの立場からの普及啓発を率先して行うこと。

3、活動内容について

(1) 子ども会議の活動は、土曜日、日曜日を中心に月 1 回程度行う。

(2) 年度ごとの活動内容は、子ども会議のメンバーの意見を聴きながら決定する。

想定する活動内容

子どもの権利に関する市の取組について学習

市の取組について話し合う 市に対して意見を述べる

子どもの権利に関する学習

子どもの権利の普及啓発方法について話し合う 市に対して意見を述べる、子ども会議で実行する

4、メンバー構成について

子ども会議のメンバーは、市内に住所を有し、当該年度における 4 月 1 日時点の年齢が 10 歳以上 18 歳未満の子どもの中から募集し、概ね 25 名以内で構成するものとする。応募者が少数の場合は、学校へ推薦依頼をする。

5、活動期間について

子ども会議のメンバーの活動期間は 1 年間（年度単位）とする。ただし、再任を妨げない。